

中小企業退職金共済制度

中退共制度 おしらせ



退職金は国の制度で



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
ちゅうたいきょう
略称：中退共

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル
TEL:03-3436-0151(代表) FAX:03-3436-0400



従業員の退職金は

中退共制度とは 中小企業の退職金を国がサポートします

中小企業退職金共済制度(略称:中退共制度)は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基き設けられた制度です。この制度の運営については、中小企業退職金共済法に基き設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共)が当たっています。

退職金制度の重要性

意欲、生産性の向上に

長く勤めればまとまった退職金を受け取れることが、従業員の仕事への意欲をいっそう向上させ、その結果、企業の活力と生産性の向上をもたらします。

退職後の安定に

老後の生活安定や第2の人生を有意義に過ごす資金として、退職金はなくてはならないものです。

人材の安定確保に

優秀な人材を確保することは、企業にとって重要なことです。

法律で定められている

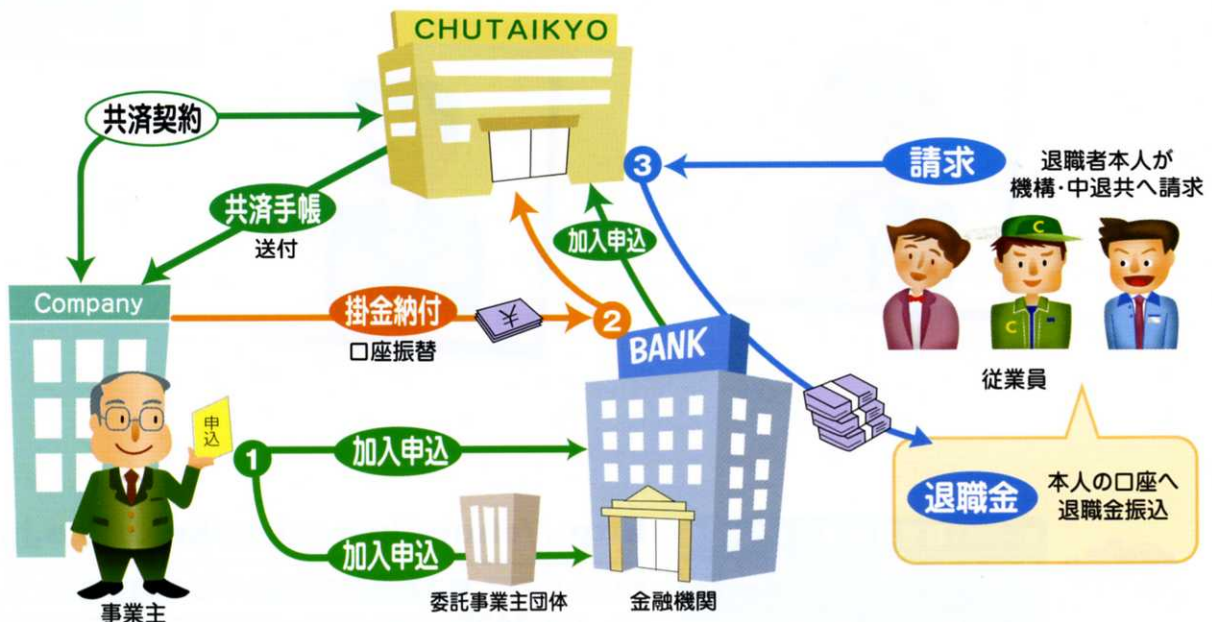
「賃金の支払の確保等に関する法律」(賃確法)では、事業主は退職金の原資を保全する措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

制度化で信頼関係を

企業が退職金規程等を定め、制度化することは、従業員にとって退職金が約束されたこととなり、企業と従業員の信頼関係が深まります。

制度のしくみ 中退共制度は、法律で定められた社外積み立て型の退職金制度です

- ① 事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- ② 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- ③ 従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて機構・中退共から退職金が直接支払われます。



中退共制度で。

制度の特色 国の制度なので安全・確実・有利な特典があります

国の助成 掛金の一部を国が助成します。

1.新規加入助成

新しく中退共制度に加入する事業主に掛金月額1/2(従業員ごと上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円が上乗せされます。

(注) 適格退職年金制度からの移行、及び社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主は、助成の対象になりません。

2.月額変更助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

(注) 20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。

全額非課税 有利な税法上の特典があります。

掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

(注) 資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

簡単な管理 毎月の掛金は口座振替です。

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況、退職金額を事業主にお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

掛金月額の変更 掛金月額はいつでも変更できます。

従業員ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、掛金月額を減額する場合は一定の条件のもとで変更可能です。

通算制度 過去の勤務期間の通算や転職した場合の通算ができます。

一定の要件を満たしていれば以下の通算ができます。

1.過去の勤務期間

中退共制度に事業主が新規に加入する際、すでに1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間を通算できます。

(注) 適格退職年金制度から移行する従業員は、過去勤務期間の通算はできません。

2.中退共制度に加入している企業へ転職した場合

従業員が転職した場合、前の企業での掛金納付月数を通算できます。

3.中退共制度に加入している企業と特退金制度*に加入している企業間を転職した場合

従業員が転職した場合、それぞれの制度へ前の企業での退職金を通算できます。

*特退金制度とは、商工会議所、商工会などの団体が運営している特定退職金共済制度を指しています。

退職金支給 機構・中退共から直接、従業員に支給されます。

退職金は、機構・中退共から直接、退職する従業員の預金口座に振り込まれます。退職金は一時金払いのほか、一定の要件を満たしていれば、本人の希望により全部または一部を分割して受け取ることができます。

(事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。)

適格退職年金制度からの移行先です

確定給付企業年金法の施行に伴い、適格退職年金制度は、平成24年3月31日までに他の制度に移行するなどの対応が必要となり、「中退共制度」はその移行先となっています。移行に関しては、パンフレット「適格退職年金制度からの移行ご案内」をご覧ください。

パンフレットのご請求は、最終ページの請求用紙をご利用ください。

提携サービス

福利厚生に利用できる提携サービスがあります。

加入企業の特典として、機構・中退共と提携しているホテル、レジャー施設等を割引料金で利用することができます。

